

なくそう貧困！ ナショナルミニマムの確立を！

～生活保護裁判連の15年とこれから

本年の裁判連・総会交流会は、下記2日間の日程で京都で開催されます。貧困の広がりの中、私たちは貧困とどう向かい合うべきか、国際比較からみた日本の貧困、裁判連15年の活動の教訓、反貧困運動の発展方向などを探りながら考えていきたいと思っています。多数のご参加をお待ちしております。

1 日時

【第1日】2010年10月2日（土）開場：午後0時30分 開会：午後1時～閉会午後5時

【第2日】2010年10月3日（日）開場：午前9時00分 開会：午前9時30分～閉会午後3時30分

2 会場 キャンパスプラザ京都（JR京都駅下車5分）〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る TEL 075-353-9100

3 参加費・資料代（当日払い） ○参加費 500円 ○資料代 1,000円

4 主なプログラム

【第1日】13:10 記念講演 阿部 彩さん（国立社会保障・人口問題研究所）

「日本の貧困の特徴と今後の生活保障の在り方

～国際比較から見えてくるもの」

15:00 原告リレートーク ①中嶋明子さん（中嶋訴訟原告）

②新宿七夕訴訟原告

③松島松太郎さん（生存権裁判原告）

15:30 基調講演 竹下義樹さん（全国生活保護裁判連絡会事務局長・弁護士）

「生活保護裁判の役割 ～生保裁判連15年の教訓」

【第2日】9:30 特別講演 木村達也さん（日本弁護士連合会貧困問題対策本部長代行）

「反貧困運動の発展と生活保護裁判運動に期待するもの」

10:15 特別報告 ①生存権訴訟・福岡高裁判決、②沖縄・仮の義務付け、

③北九州・違法指導指示事件控訴審判決）

11:00 分科会

（1）稼働能力活用（①岸和田訴訟、②新宿七夕訴訟、③静岡訴訟）

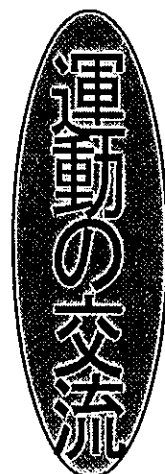
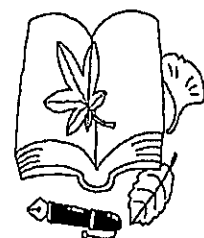
（2）争訟方法（①仮の義務付け、②執行停止、③証拠保全、④審査請求）

（3）保護基準（①貧困の広がりとなショナルミニマム、②生存権福岡高裁判決、

③ナショナルミニマム検討会について）

生活保護裁判連 ニュース

第四二号 二〇一〇年九月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(075-1141-1144)



全国初！生活保護に関する仮の義務付け決定を勝ちとる

弁護士 大井琢

1 いっぱい いっぱいからのSOS

平成21年7月、全国生活保護裁判連絡会の方々が沖縄に来られた。沖縄で平成20年6月に出た全国初の生活保護に関する執行停止決定に注目していただいたのである。その際、生活保障に関するシンポジウムを開催した。ちょうどそのころ、那覇市に社会福祉士事務所「いっぴいぽが開設されていた。私は、このシンポジウムの場で、いっぴいぽの繁澤多美さんと高木博史さんから名刺とチラシをもらい、はじめていっぴいぽの存在を知った。私は、繁澤さんと高木さんに「何かあったら連絡してくださいね。」と気軽な気持ちで言った。

それから2、3か月して、繁澤さんから電話やメールで何度か連絡があった。那覇市に住む70歳過ぎのひとり暮らしの女性が、平成20年12月に生活保障を廃止され、その後、平成21年1月と同年6月の2度にわたって生活保障を再申請したが、いずれも却下されている。現在、2度目の申請却下に対して審査請求をしているところだ、と話された。

ひどい話だ、と思った。70歳過ぎのひとり暮らしの女性が生活保障を切られたらどうなってしまうのか、誰でも簡単に想像がつくことじゃないか、そう思った。私は、審査請求がダメだった場合には連絡ください、と繁澤さんに言った。私の脳裏には、「仮の義務付け」という言葉がよぎっていた。しかし、そのとき、私は、生活保障に関する仮の義務付けがそれまで認められたことがない、ということを知らなかった。

その後、繁澤さんからの連絡はしばらくなかった。何とか解決したのかな、と思い始めたころ、いっぴいぽからのSOSが届いた。

「審査請求の裁決を先延ばしにされて困っている。70歳過ぎの女性の生活も大変な状況になっている。」

私は、「仮の義務付け」の申立てをやるしかない、と思った。勝算があったわけではなかった。

2 仮の義務付け決定が出るまで

平成21年11月2日、那覇地方裁判所本庁に取消・義務付け訴訟の提起と、仮の義務付け申立てを行った。その時点では、まだ、審査請求の結果は出ていなかった。訴訟

提起や仮の義務付け申立てが一定の
圧力となつて、審査請求が認められ
るのではないかと、淡い期待を抱い
たが、その数日後、審査請求はあつ
さりと棄却されてしまった。

ともかく、裁判所には、出せる資
料は全て出すことにした。また、反
論書では、70歳過ぎの女性の窮状
を思いつく限りの表現でしたため
た。

沖繩や出張先の東京などで弁護士
に会うと、必ずと言っていいほど、
この事件の話をした。みな、異口同
音に「ひどい話だ。那覇市は、70
歳過ぎの女性に死ねと言っているよ
うなものだ。」と言ひ、憤慨してい
た。しかし、同時に、生活保護問題
に詳しい弁護士は、異口同音に「仮
の義務付けは難しい。今まで生活保
護で認められたことがない。」と
言っていた。

裁判所は、決定をなかなか出さな
かった。慎重になつておられるのだと思
われた。そうやって決定が出るのを
待っている間、70歳過ぎの女性の
生活状況は困窮を極めていた。いつ
ぼいつぼの繁澤さんと高木さんが社
会福祉士として70歳過ぎの女性に
寄り添ひ、懸命に協力・支援してく
れていたが、それも限界に近づいて
いた。

平成21年12月22日の昼過
ぎ、私は、きょうは決定が出るまで
待ちますと宣言してひとり座り込
みをする、そのような覚悟で那覇地
方裁判所本庁の書記官室におもむい
た。

すると、私の顔を見るやいなや、
担当の主任書記官が「お待ちせし
てすみませんでした。」と言って、私に
決定書を手渡してきた。私は、決定
書の本文をおさるおさる見た。する
と、仮の義務づけが認容されてい
た！！そのとき感じた安堵と喜びは
筆舌に尽くしがたい。

仮の義務付け決定の内容を簡潔に

まとめると、

①「償うことのできない損害を避
けるための緊急の必要性」がある
ことを正面から認め、「急迫状況
にあるとはいえない」という那覇
市の主張を排斥し、

②「本案について理由がある」とみ
えること」についても、生活保護
受給前の年金担保貸付の利用は真
にやむをえない状況でなされた
認められ、かつ、70歳過ぎの女
性の金銭管理能力には問題がある
ものの、そのことを含めて那覇市
は女性を支援すべきであるのに、
そのような支援を尽くしたとはい
えないので、那覇市に裁量権の範
囲の逸脱が一応認められる。

3 仮の義務付け後

決定が出た後、私は、クリスマス
スの日に、70歳過ぎの女性と繁
澤さんと一緒に那覇市役所へ乗り
込んだ。すると、担当者が変わっ
ており、今まで聞いていたのとは
180度異なる丁寧な対応がなさ
れた。そして、仮の義務付け決定
に基づく生活保護費も速やかに支
給された。

一方、那覇市は、仮の義務付け
決定に対し、即時抗告申立期間の
満了ぎりぎりの平成22年1月4
日になつて即時抗告を申し立てて
きた。そして、結局、平成22年
3月19日、福岡高等裁判所那覇
支部において即時抗告が棄却さ
れ、那覇市が許可抗告の申立てを
しなかつたため、仮の義務付け決
定は確定した。

4 現在の状況

本案である取消・義務付け訴訟
は、審理が始まったばかりであ
る。本案訴訟では、再度の年金担
保融資と生活保護開始との関係が
主な争点となつている。現在で
は、沖繩及び内地の弁護士20名

近くの方々に弁護団に加わつてい
ただいている。



北九州市違法指導指示事件（八 幡西福祉事務所事件）報告 弁護士 深堀寿美

1 本年5月25日、福岡高等裁
判所は、八幡西福祉事務所事件に
おいて、保護世帯員らの全ての請
求を認めた1審判決中、保護停止
処分については審査請求期間を徒
過しているとして請求を却下しま
したが、それ以外は1審判決を維
持する判断を示しました。

2 本件裁判は、一つの世帯に対
する平成15年8月29日付の保
護停止処分の取消し（事件番号平
成17年（行ウ）第5号、平成17
年1月26日提訴）あるいは無効
確認、と、平成16年11月8日付
け保護廃止処分の取消し（平成1
8年（行ウ）第23号、平成17年
10月4日提訴）、及びこれらの処
分に伴つて種々行われた八幡西福
祉事務所担当ケースワーカーによ
る不当な行為に対する国家賠償
（平成17年（ワ）第2689号、平
成18年6月2日提訴）を求める
ものでした。

3 高裁は、引きこもりで高校中
退直後の16歳の子ども、病気で
就労困難な母親が、就労しない、と
いう理由で、やっと就労ができる
ようになった父親、まだ、義務教育
中の中学2年生の子どもまでも、
就労指導指示違反を理由にいきな
り保護廃止とした処分は、やはり

やり過ぎだ、として1審判決を維
持しました。が、独立した子ども
の住所を開示せよ、世帯全員の同
意書を出せ、と世帯に指導を行
い、法に定められた手続き、すな
わち指導は書面で行う（生活保護
法施行規則19条）、不利益処分
の前には弁明の機会を保障する
（生活保護法62条4項）、変更決
定は書面で通知する（生活保護法
26条）、を一切遵守しないまま
に本件世帯を指導指示違反で保護
停止とした処分は、国賠法上の違
法に当たるから北九州市に慰謝料
の支払を認容しつつも、処分後に
世帯の父親と母親が福祉事務所を
訪問した際、停止処分の事実や理
由について「その程度の説明は容
易かつ初歩的なものであり、CW
がその点の説明までを怠つたと
は考え難い」ので、この時から審
査請求を60日で申し立てしてい
ないから、取消請求はもう認めら
れない、と判断しました。

1 審判決は、福祉事務所・ケ
ースワーカーが「法令の要求する手
続きを履践する姿勢が希薄」であ
るとし、「原告らは、CWらから
少なくとも、保護が停止された
ことは伝えられたことが認められ
るが、処分の日時、理由等につき
具体的な説明を受け、これを理解
したものと認められない」から
「この説明で原告らが「処分が
あったことを知ったとはいえな
い」と判断していました。これに
対し、高裁は「CWがその点の説
明までを怠つたとは考え難い」
から「この時までには処分の存在
や内容を了知していたものと認め
られる」と認定し、審査請求の起
算点に関する判断を覆したので
す。

4 この違いは、どこにあるの
か。思うに、1審判決を出した裁
判官は、当のCWの尋問を眼前で経験し
ました。当該CWは、専門家としての知
識を欠き、証言態度も不誠実でまともな
業務をやつていなかったらうことが、
調書を読んだだけでも見て取れます。こ
れに対し、高裁の裁判官は当該ケ
ースワーカーの証言態度を見ていません。実
物を見て、1審裁判所は「法令の要求す
る手続きを履践する姿勢が希薄」だから
「たとえ説明していても説明になってい
ない」と判断し、実物を見ていない裁判
所は、「説明を怠つたとは考え難い」と
勝手に推測したのだと思います。

5 当事者・弁護団とも悩みましたが、
上記の点は裁判所の証拠採用の仕方に関
わることで看過できないと判断し、最高
裁に上訴しました。採証方法を誤り、処
分を知つた日の解釈を誤つた、として、
最高裁の逆転勝訴判決を得ようと思つて
います。

6 後日談ですが、1審・控訴審とも「違
法」と判断され「取消」された保護「廃止」
処分に関して、保護費を支給してもらお
うとしたら、福祉事務所は、全然関係無
い保護「停止」処分に関する上告理由書
を検討してからでないかと事務処理に当
たらないと決めた、として、当初、保護費
の支給手続きを取ろうとしませんでした。
生活困窮者の生活実態を何と考えている
のだろう、机の上の話では無いのに、と
北九州市の保護行政は、まだまだ魂が
入っていないんだな、と暗い気持ちにな
りました。さすがに「裁判するから」と申
し入れたら、検討手続きに入りましたが、
7 弁護団は最後まで手を抜かず、現在
上訴理由の補充書作成を検討しているこ
ろです。

今後とも、ご指導ご協力の程、よろし
くお願いします。

